



上海葵井通信 2005年1月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部：横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】 3年間の移り変わり

01年に駐在して、約3年間になりました。時々、中国人と間違えられています。最近では、街中で何と日本語教室のパンフレットまで渡されています。その日本人から見たこの3年間の「上海：移り変わり」を比較してみました。

上海の比較表

対 象	01年秋	05年新春	感想・原因
自動車 &タクシー	目立つのは「VW」のみ ・タクシーではVW以外は不可能でした	GM ・ HONDA ・ TOYOTA 等と多車種・多会社と増えて、「VW」の販売比率も急低下している ：VWは「猛暑」に弱いらしい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制緩和 ・ 価格低下 ・ 好みの多様化
飛行機 ：上海⇄東京	満席が続き、1ヶ月前でも予約が不可能でした 中国系でも4,000元～	前日でも、席を確保できます ・04年秋から、また満席状況に変わりました ・約2,500元～が中心価格帯 ・04年秋は約3,300元～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2倍以上の増便 ・ 杭州便の新設 * 価格はOFFシーズンのYです
マンション ・事務所ビル	賃貸の低下、分譲の高値止まり	バブル状態? (異論アリ) ：空家や空室が多い ： 事務所家賃は上昇中	外資企業の上海進出が大幅増加
電力事情	安定?	悪化 ：工場への強制的な操業停止命令が続く	生活の向上で民生使用分が大幅増加
活況業種	法人の設立代行会社	内装・建設 人材紹介：特に日系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外資や日系企業の進出が集中 ・ 今後は新規進出

			が終了か?
日本語： フリー雑誌	2誌：ビジネス・娯楽	5誌：北京系や中国出版社も進出	日本人の駐在が増加
日本料理店 ・日式クラブ	そこそこに、経営が安定	競争の激化で、リニューアル&閉店も増加 専門店の出店 ：寿司、豚カツ、日式カレー、日式イタリアン、ちゃんこ鍋、お好焼き等	<ul style="list-style-type: none"> 日本人の駐在が増加して、本物を求める お金持ち中国人も本物を求める
「新」駐在員の 選択理由	中国語の出来る事が求められたらしい	仕事の出来る人が求められている ：数字に強い	<ul style="list-style-type: none"> 競争の激化や社員の多様化 中国国内での販売へ移行
ビジネスコン サル ：主な相談の 内容	会計のCMはほぼゼロ ----- 法人設立や会計関連が主でした	中国会計や日本会計のCMが増加しています ----- 商標やロイヤリティー、増値税等についての相談も増えています	日系企業が会計の重要性を認識したか? 具体的な経営 の障害・問題点について尋ねられます

上海の比較に関しては、あくまでも主観的な意見ですので、多くの反論や疑問点もあると思いますし、いろいろな予想外な事柄で、良かった点も悪かった点もある「上海」です。 次回は北京オリンピックの08年にでも比較してみたいと思います。

上海葵井の最大の予想外は、01年に中国：上海に来る前に考えていた事で、最大の誤算は「会計」でした。中国は国際会計基準を日本以上に採用して、国際的には会計分野ではもはや日本を追い越したと評価されていました。ところが現実には、中国には会計関連のルール「企業会計準則」はあるけど、現場（税務署・CPA・会計担当者等）は現場的に処理している状況、つまり、国際会計よりも税務会計を重視しています。

上海のプラス面についてもお伝えしますと日本や中国の他地方との比較になりますが、次のようなことがあげられます。

- 治安が良い
：夜に一人歩きが出来る。一人歩きしている女性も多い
- 法治制度がかなり守られている
：公務員は、袖の下が見つかるか解雇されるかもしれない
- 若い上海人は、英語が上手い
：RとLの発音やイントネーションもOKです
- 欧米的な嗜好が強く、人事制度も欧米系企業にはマッチする
：人気度は「欧米系→アジア系→日系→香港・台湾系」の順です

- 物価は、他の中国の 2~3 倍以上は高いので、故に給与も格段に高い。中国人にとっては大変なプラスです
（上海人だけには「+約 70%」の社会保険が加わる）
：ホテル代は日本並です

(F 記)

Merry Xmas!

Happy New Year 05 年!
新年快樂!

【中国の商標制度について ②】

登録できる商標の種類

1983年施行された「商標法」は商品商標の出願と登録しか認めていませんでした。1993年に改正した「商標法」ではサービスマークも登録が可能と規定しています。1993年に改正した「中華人民共和国商標法実施条例」(以下は「商標法実施条例」という)は、商標局に登録された団体商標と証明商標が法に依る保護を受けると規定しています。

新しく改正された「商標法」第3条では「商標局の許可を経て登録された商標は、登録商標とされ、商品商標、サービスマーク、団体商標及び証明商標とからなる…」と定めています。つまり、中国には商品商標、サービスマーク、団体商標及び証明商標などの4種類の商標が認められています。

2. 商標の構成要素

商標法第8条の規定では、可視性のある標章、文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含めるものは、商標として登録出願できます。

3. 自由登録制度と強制登録制度の共存

中国では、未登録商標を使うことができますが、その使用者が商標専用権を取得することはできません。つまり、商標使用者がその使用する商標を出願し、商標専用権を取得するかどうかは、自分の意思によって決定します。これはいわゆる自由出願制度で、使用者が商標の専用使用権を取得する必要があるときには、商標局に登録を出願しなければなりません。

しかし、現行の中国の法律、法規の規定により、一部の商品に使われている商標については、登録商標を使用する必要があります。すなわち、強制登録を実施しています。現在、強制登録を実施している商品は煙草製品です。

4. 先願主義と先用主義原則

商標専用権の帰属を認可する時に、商標局は出願人の商標登録出願時間の順序に基づいて決定します。ある商標に対して、先に出願した者がその出願を認可される可能性があり、その商標の専用権を付与されます。先願主義によって、1つの商標が長年にわたって使用されていても、使用者が商標登録出願をしなかったり、早目に出願をしなかったりして、他者がこの商標の登録を出願し、或いは「先に」出願された場合には、先に使用した者でも他人の登録を阻止することができず、しかも当該商標の使用権が無くなります。

実務において商標審判委員会と商標局は先願主義の適用範囲を制限し、悪意で先に使用した他人の商標を先取ったことが判明された場合には、その出願が拒絶されます。しかし、多くの場合には、他者の出願が悪意であると立証することが非常に困難なため、中国市場に進出される場合には、なるべく早目に中国で商標登録を出願するようお勧めしています。

商標権認可の公正を確保するため、先用主義も採用しています。例えば、2人又は2人以上の出願人が、同種類の商品又は類似商品について、同じ又は類似する商標を使用し、且

つ同じ日に出願する場合に限り、先用主義によって判断します。この場合には、商標局は各出願人に通達し、指定期間内に当該商標の最初使用日の証拠を提出させ、先用主義に基づき、先に使用した者へ商標登録を許可し、その他の出願を拒絶します。

5. 商標登録優先権について

2001年の商標法改正では、商標登録優先権についての規定を追加しました。商標法第24条、25条によると、商標登録出願人は、

- (1) その商標を外国で初めて登録出願した日から6ヶ月以内
- (2) 商標に関して、中国政府が主催又は承認した国際展覧会の展示商品において初めて使用された
- (3) 展示の日から6ヶ月以内に中国で同じ商品について同一の商品を登録出願する

以上の場合は、優先権を主張できるとしました。

6. 登録商標争議の裁定

登録された商標がその標識に商標法規定に一致しない場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標を取消します。その他の組織や個人は商標審査委員会にその登録商標の取消を請求することができます。

登録された商標が他人の権益を侵害し、又は公衆を誤認させる場合は、商標登録の日から5年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標審査委員会にその登録商標の取消を請求することができます。ただし、悪意による登録、著名商標の所有者に対しては、5年間の期間制限を設けない(41条)。

7. 行政裁決の私法審査

商標当事者は、商標審査委員会の裁決に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴訟を提起することができます(32条, 33条)。

8. 登録の手続き： 商標登録の手続きは以下の通りです。

出願

商標登録者はまず商標局に商標の登録を出願します。「商標法」第4条によれば、自然人、法人あるいはその他の組織などは商品商標とサービスマークの登録出願を行えます。

初歩査定

登録出願された商標がこの法律の関係規定に適合する場合は、商標局が初歩査定を行い、これを公告します(「商標法」第27条)。同日に出願された場合は、先使用者の商標について初歩査定し、かつ、公告します。それ以外の出願を拒絶し、公告します。

登録の許可

初歩査定した商標については、公告日から3ヵ月以内には何人でも異議を申し立てができます。期限以内に異議申し立てがなく、又は裁定によって異議が成立しないと登録が許可されます。

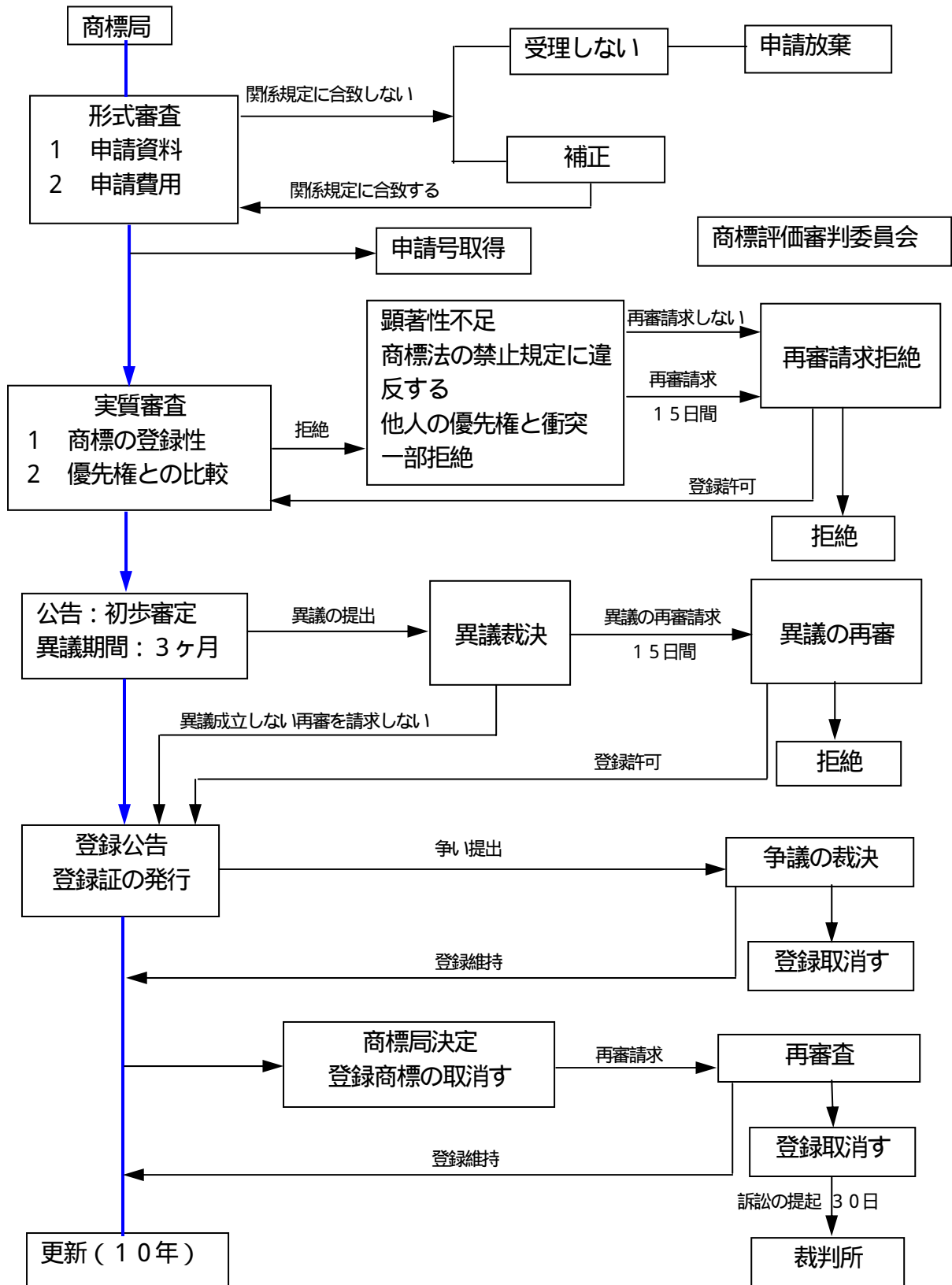
商標登録証の交付

商標局は登録を許可してから、商標登録証を交付します。

公告

商標局は出願者に商標登録証を交付した後、公告します。

商標登録の流れ



商標業務に関する費用

単位:元/件

	業 務	費 用	備 注
1	登録商標受理費	1,000	* 1
2	集団商標登録受理費	3,000	
3	証明商標登録受理費	3,000	
4	商標登録証再発行費	1,000	紛失声明費用を含む
5	登録商標譲渡受理費	1,000	
6	商標更新登録受理費	2,000	
7	商標評価審判受理費	1,500	
8	異議提出受理費用	1,000	
9	変更費	500	
10	商標取消費	1,000	
11	著名商標認定受理費	5,000	
12	登録商標使用許諾契約届出費	300	

* 1 :1 分類ごとに10品目の商品・サービス項目を限定する。11品目からは、1品目ごとに100人民元を増加する。

上海市光明法律事務所

弁 護 士：程 甦 (テイ ソ) 記

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100-257

上海
AOI

上海葵井通信 2005年2~3月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】 Made in China

中国人自身が中国製品：「Made in China」をどのように感じ、思っているのかを上海での体験談からお話します。

- ① この商品は海外製です(香港製か、韓国製かは言わない) 「Not Made in China」と言って商品販売時に強く勧められ、値引き金額も少なかったのは、液晶 TV や椅子を購入する時でした。
- ② タイ航空のボールペンを持っていたら、「ぜひ交換してください」と中国製ボールペンと換えられてしまったのは、日本料理店の店員とでした。

日本でも現在販売している低価格商品や中価格商品のほとんどが「Made in China」だと思われま。それなのに「Made in China」が、なぜ品質が低い、壊れやすいと判断されてしまうのかと考えて見ました。

その原因は検品・品質検査に対する企業文化や意識の違いでしょう。例えば、不良品が「5%」の場合ですと、一般的に日系企業では、更に「0%」に近づけるために努力を重ねますが、中国系企業ならば「素晴らしい」と賞賛して満足してしまう傾向があります。品質管理が甘いために、製品や商品が直ぐ壊れてしまっても、壊れても交換すれば良いとの感覚があり、また検品費用も抑える傾向があるので、どうしても品質管理のレベルが高くなりません。

上海葵井は、日本人は今のところ1人で中国人(上海人)を中心とした外資系企業ですが、今後も日系企業的な体質を維持して行くつもりです。「報告・連絡・相談」制度や「社内長期育成制度」等を活用したいと考えています。しかし日本企業のマイナス点である「意思決定の遅さ」や上海には短期赴任だと考えて、改良や改革を怠る「腰掛」的な経営に対しては拒絶反応を持っています。やはり上海では、全てが速く動くために中国系企業だけでなく、欧米系、アジア系企業に対しても対等に競争や取引するには国際的な感覚が必要だと思っています。つまり日本企業は意思決定が遅いと認識して、意思の決定を出来るだけ早くすることです。

中国に赴任する「日本人」幹部社員に求められているポイントは

- | |
|--|
| ① 意思の決定を速く出来る社員
② 長期的な思考で考えられる社員
(自分の駐在終了後までも考えられる人です) |
|--|

日本の本社への上海葵井の要望は「上海駐在に関しては、中国語よりも経営分析＝会計教育が重要」ということです。上海人の中国語は大変に訛っていますし、若い上海人の多くは日本人以上に上手い英語を話せます。

次に、中国古代の春秋・戦国時代から多数の題材を採っている小説家：宮城谷昌光著「子産」は約 2,500 年前の春秋・戦国時代のエピソードで「信頼・徳礼・品格」等の大切さを唱え、もし国家や一族が信頼や徳礼等を失うと、衰退して、滅びてしまうと訴えているようです。

これらの「信頼・徳礼・品格」をビジネスルールとか、ビジネス常識と意識すると、21 世紀の中国ビジネスの状況が見えてきます。群雄が割拠して、覇権を争い、儲けのためならば、金のためならば、友を裏切り、信を無くし、袖の下を使ってでも勝つ事だけを求めるならば、その企業は必ずや衰退してゆきます。

現在の中国ビジネスでの常識と対策とは？

- | |
|--|
| ➤ 口約束はリップサービスであり「順守されない」で破られます。
：品質・納期・金額 等に対するペナルティ一条項を契約書に入れる。それでも守らないで、逃げる人も多い。：故に、口約束を守っている人は信用されています |
| ➤ 中国では騙す人よりも、「騙される人」が悪い：最近国際ルールのようなようです。 |
| ➤ 中国の本質は「反日」です
：西安の暴動やサッカーの騒動で見れば判るとおり、日本人や日系企業に対して、少しぐらい過剰に反応しても許されているようです、これが韓国系・アジア系・欧米系への反応では許されません! |

どこまで変われるのでしょうか？

中国の大学での MBA 教育では「法令順守」の授業が、必修科目だそうです。理由は必修科目から外して、選択科目にすると中国人生徒が誰も受講しない傾向があるために、03 年度から急遽変更したそうです。大変に納得の行く学校側の対応です。

今では日本製品も、高価格、高品質の代名詞になっていますが、昭和 30～40 年代までは低価格・低品質だと思われていました。そこで中国の未来を考えるに「子産」が考えたように「信頼・徳礼・品格」が生き残るのか、それとも「勝てば官軍」になるのか、判定が出るまでにはもう少し時間が掛かりそうです。 (F 記)

【会計のポイント ①】

12月のS B F 勉強会の後、会計に関する問い合わせが上海葵井に多くありました。そこで、自社の会計レベルを最も簡単に、素早く知る方法、上海葵井が会計レベルを図っている方法をお知らせします。

自社の決算書類の枚数を知っていますか? 「何ページ」か、それとも「何CM:センチ」か、で御社の会計基礎レベルが判断出来るかもしれません。

	A4印刷
毎月	約60~70ページ
期末	約170ページ (圧縮印刷)

- * 上記は会計処理を最も簡単にした「小規模なコンサルタント」です。それでも、これだけの枚数が必要になりますし、元帳を印刷しない場合でも10ページ以上になります
- * 印刷書類としては
: 決算書 (B/S,P/L)・税金申告書・推移表・内訳表・固定資産リスト・前払費用リスト・入金支払月報表・原価計算・「商品&原材料」在庫管理表 + 元帳 (現金銀行日報表は除外)
- * 業種の違いからだと、
 - ◇ 販売業だと、「仕入・商品・売掛・買掛」等が大幅に増えます
 - ◇ 製造業ですと、その上に「原価計算」が入り、「在庫管理表」「固定資産リスト」も大幅に増えます
- * 企業規模によっては、
大規模な製造業ですと、書類の単位が「ページ」から「CM:センチ」に変わってしまうでしょう

必要な書類を準備したという事は、経理の専門家から信頼を得られる会計、つまり「国際会計」の第一歩になります。次月からは、会計基礎レベルの具体的なポイントを確認して行きます。

(以上のレベル・チェックに関しては、上海小糸車灯(有)の宮沢副総経理からヒントを頂きました。ありがとうございます)

【中国の商標制度について ③】

登録商標の更新、譲渡及び使用許諾

(1) 登録商標の更新

登録商標の有効期間は10年間とし、登録許可の日から起算します(37条)。登録商標の有効期間満了し、継続して使用する必要があるときは、期間の満了6ヶ月以内に更新登録の出願をしなければなりません。この期間内に出願できないときは、6ヶ月の延長期間を与えられます。延長期間を満了して出願しない時は、その登録商標が取消されます。毎回の更新登録の有効期間は10年間とします(38条)。

(2) 登録商標の譲渡

登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければなりません。登録商標の譲渡は、認可された後公告されます。譲受人は公告日より商標専用権を有します(39条)。

(3) 登録商標の使用許諾

商標登録人は商標使用許諾契約を締結することで、他者がその登録商標を使用することを許諾できます。他者の登録商標を使用することを許諾されているときは、その登録商標の商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければなりません。商標使用許諾の契約は商標局に届出なければなりません(40条)。

商標権者の義務

商標登録後、商標権者がその商標に対して専用権を享有すると共に、商標使用に関する管理規定をも守らなければなりません。順守しない場合は、工商行政管理機関に処罰され、商標登録が取消されることもあります。

まとめてみると、商標権者は次のいくつかの点を注意しなければなりません。

- ・ 商標は登録のままで使用して、商標権者が無断に変更して、使用してはいけない
- ・ 登録商標人の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更してはならない
- ・ 登録商標を許可なく譲渡してはならない
- ・ 連続3年間登録商標を使用しない(以上44条)
- ・ 商標を使用する者はその商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は商標管理を通じ、消費者を詐欺する行為を差止めなければならない(7条)
- ・ 渉外商標の登録及びその登録手続の代理(17条、18条)

外国人又は外国の企業が中国で商標登録を出願し、及びその他の商標に係わる事項を処理する場合は、国に認可された代理機構に委任しなければならない。三資企業(独資・合弁・合作)は中国の企業と見なされて、その会社が自社名義で商標登録出願又はその他の商標手続をする場合には、会社自身が手続きしても、代理人に委任してもかまわない。

上海市光明法律事務所
TEL 021-5293-0100×257

弁 護 士 程 甦 記
1990年 中国弁護士資格取得
2001年 日本外国法事務弁護士資格取得
得意分野 会社法・投資法・知的財産権

外資系企業の資本金

: 04年12月11日からは

法律の改正で、資本金が独資でも「小売業：30万RMB～」 「卸売：50万RMB～」 「コンサル：10万RMB～」 になりました。

少しでも中国に魅力を感じたら、コンサルタント法人を設立して事業を開始できるようになりました。このような外資系企業のコンサルタント法人や実質的な本部機能を持った法人を設立するために、大連・北京・上海・広州等の中国国内での都市間の誘致競争も更に激しくなるでしょう。

《詳細は担当役所にお尋ねください》

上海
AOI

上海葵井通信 2005年4月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】 上海に交通ルールあるのかな？ 没有！

上海葵井は会計を中心としたビジネスコンサルタントですので、日本から税理士や公認会計士の方が多く訪れます。その時に「上海でも青信号で『GO』になり、赤信号は『STOP』なのに、ほとんどの人は交通ルールを守っていませんね。」といわれます。今月はその交通ルールについてお話しします。

上海で街中を歩いていると自転車、オートバイ、自動車から何度も危ない目にあわされたことがあります。上海の歩行者がなぜ交通ルールを守らないかと言うと、それは青信号で横断歩道を渡っていても、歩道を普通に歩いても危険だからです。

最近では交差点に交通指導の補助員が立っています。交通警察を支援して交通ルールを守らせるのが目的ですが、歩行者には大変うるさく交通ルールの厳守を言い渡しますが、その一方で自動車やバスやタクシーの違反に対しては、知らん顔で全く無視しています。故に、上海の歩行者は自分の命を守るために、青信号でも赤信号でも**個人の責任・判断**で安全と思ったならば「GO」になります。すなわち日本で言うと「赤信号、皆で渡れば怖くない」ということですが、これは運転者には都合の良いルールです。クラクションを鳴らして、歩行者を追出したり、止まらせたりすれば、スピードを落とさずに運転できる訳です。

日本人の立場からは「だから中国は遅れている」とか「中国人はダメ！」とは、とても言えません。中国に滞在している日本人もここは中国だから、担当役所もうるさくないし、問題になったら「金やコネで解決できる」と考えて、法律・法規や交通ルールを守らない日本人が多数いるのも事実です。

交通ルール違反はまだ個人の問題と判断されます。一方過失での違反は別として、会計や人事における違反は会社に罰金や罰則が与えられていますので、知らなかったとか、こんなに重いペナルティーは厳しい過ぎると文句を言っても遅く、社会的な信用を失ってしまいます。

中国の法律・税制は日本以上に厳しいので、経営者や投資家は相当な注意と信頼できる専門家のアドバイスが必須となります。

人事担当者や会計担当者が違反行為を個人的に行ったとしても、総経理が承認印を押していたならば、最終的な責任は「総経理」になります。

次に、中国:上海人と日本人との風土や意識の違いについてお話します。上海に来て他社の事務所を訪れたことのある日本人は経験しますが、訪問してまず挨拶を交わして、だいたい次には「お茶:中国茶」が出されます。この時のカップに関しての考え方が「文化や意識」の大きな相違になります。

日系企業ですと、殆ど「陶器茶碗」で出されます。一方で中国系企業ですと「紙カップ」や「プラスチックのカップ」で出される法人が多数あります。

「紙カップやプラスチックのカップ」で出すと、日本人の訪問客は「何だ、これは?」と思いますが、中国系企業のトップからすると逆に「陶器茶碗」で出すよりも訪問客を大切に、重要に考えているので、わざわざ新しい「紙カップ」で出しているとのことでした。このギャップを埋める方法はないのでしょうか? (F記)

【会計のポイント ②】

自社の会計レベル・チェックの2回目です。毎月、決算書が10枚以上の会社でしたら「B/S」の内容をチェックしてください。

《下記の内容を確認する場合は、上海葵井通信で何回もお伝えしていますが、気を付けてください！ 会計担当者はバックに税務局を持ったエリートですから、内部監査をしていると判断されて、逆襲を食らう可能性もあります》

まず、中国でも「会計と税務」が分離されていますので、どちらの方法で決めたかを確認します。最も簡単な「固定資産リスト」から開始します。

項目	会計	税務
購入価格	自社決定	2,000元以上
残存価値	自社決定	10%
償却年数	自社決定	車両運搬具・電子機器：5年 機械：10年 etc

- * 税務とは、一般的には税務収入のため期末等に利益金額を多くして、税務を調整することです
- * 会計とは、それとは別に「現実の姿」「本当の会計状況」を表して、経営に役立つ財務データ・資料を作成します

Ex：PCは税務では「5年」で償却しますが、「3年」で買い換えている会社ですと実情に合わなくなりますので、「3年」償却に変えたほうが現実的な会計になります

上海葵井が多数の決算書から見つけた問題点としては、

- 2,000元未満の事務費や修理費等を「固定資産：機械」に計上している
- 償却年数を税務で計上している
- 残存価値を「10%」で計上している
- 購入数量が見当たらない
(家具1,700元を6個購入して、「10,200元」の固定資産で計上している)
- 固定資産である「機械や建物内装」を「前払費用」に代えて計上している
- 最悪なケースは、固定資産リストが存在しない
- 減価償却を行わない

中国会計では「資産の大きな法人」が「優秀な法人」と間違っ
て思われているので、経費を出来るだけ「資産」に計上いた
しますから注意が必要です。利益を増やして、税金を納付して、賞与や配当金を過剰に支払うわけ
です。

そして、判断基準や算出方法を質問した場合に、回答が「中国ではこの方法が普通です」とか「中国の法律(税法)ではこうします」になっていますとホトンド税制でのみ計上されていると予想できます。

◎中国会計での必需品とは「企業会計準則：中日英文対照」中国財政経済出版社(45元)です
ので、総経理は机の上に用意してください

【中国の商標制度について ④】

・登録商標専用権の保護

登録商標を使用する場合には、政府は商標の法律及びその他の関係法律で、商標専用権に保護を与え、あらゆる商標権侵害行為を制止し、摘発し、商標権者が享有する権益を保護します。つまり商標権に効果的な保護は、商標制度の中心になります。

(1) 商標保護の対象

商標局の許可を得て登録された商標を登録商標とし、商標登録者は、商標の専用権を享有し、法による保護を受けます。登録商標の専用権は、登録許可された商標及び使用を定めた商品に限られます(51条)。非登録商標は法による保護外になります。

(2) 他人の登録商標専用権への侵害行為

「商標法」第52条は商標権侵害行為を次のように挙げています。

商標登録権者の許諾なしに、同種の商品又は類似の商品にその登録商標と同様又は類似する商標を使用した場合

：登録商標は、商標権者に専用されるので、他者は許可されない限り使用できない。如何なるものが同一種類の商品或いは類似商品に他人の登録商標と同一又は類似する商標を無断に使用することは、すべて商標権への侵害行為になります。

登録商標を盗用したことを知っていて、それを販売した場合

他人の登録商標の標識を偽造もしくは無許可で製造し、又は偽造若しくは無許可で製造した商標の標識を販売した場合

* 偽造とは、商標権者に知らせずに、又は授權されずに他者の登録商標標識を製造すること

* 無許可製造とは、商標権者との間で商標使用許諾或いは委託製造の関係があるが、商標権者に授權された範囲外に商標標識を製造すること

商標登録権者の許諾を得ないで、その登録商標を変更し、そしてその変更した商標を使用する商品を市場に投入した場合

他人の登録商標の専用権にその他の損害を与えた場合

前5項の行為以外に、商標専用権に損害をもたらした行為が全て商標権侵害行為と見なされます。

(3) 商標専用権の保護体制

中国では商標権の保護体制は、行政による保護と司法による保護という二本立ての保護体制をとっています。これは中国商標法律制度の著しい特色になります。

A. 行政による保護:

「商標法」第 53 条により、登録商標専用権の侵害行為がある場合、被害者は工商行政管理機関に処理を請求することができます。工商行政管理機関が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造、登録商標の偽造標識の製造のために使用する道具を没収処分し、かつ料金を課することができます。当事者がその処理に不服があるときは、処理通知を受取った日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができます。

登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理機関は法に基づき取締をする権利を有します。犯罪の疑いがある場合、即時に司法機関引き渡して法律に基づき処理します。

工商行政管理機関が商標侵害事件を処理するという行政手段の特色は、行動が早く、手続が簡単で、事件を片付けるまで時間が短いことを意味します。

B. 司法による保護

「商標法」第 53 条によると、登録商標専用権を侵害された場合、被侵害者は、直接に人民法院に訴訟を提起することができます。

人民法院が「商標法」の規定と民事訴訟又は刑事訴訟の手続きによって商標権侵害事件と登録商標を偽る事件を審理し、商標専用権を保護します。人民法院が商標侵害事件を処理する特色は、手続が厳密で、民事賠償を重視します。

当事者が自分の商標権を保護するため事件の実際情況に基づき、処理機関を選ぶ権利があります。しかし、一つの事件に関して、当事者は人民法院にも起訴し、工商行政管理機関にも行政処分を請求することはできません。

上海市光明法律事務所

弁護士 程 甦

1990年 中国弁護士資格取得

2002年 日本外国法事務弁護士資格取得
得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100×257

手順&会計の注意点 標準的な場合では約1~2ヶ月間です

段階	内容：業務・取得	会計処理
I	① 批准証書 (設立承認書) ② 仮：営業許可書3ヶ月間	開業費：資産
II	① 役所：登録書 ：税務・財務・工商・統計・税関・外貨管理 ② 銀行口座開設 ③ 印鑑作成 ：実印・契約印・領収書印・税関印・銀行印・ 代表者印	経費計上 (生産経営開始の後は、経費計上が可能になる) * 税務署やCPAから、領収書の発行までは「開業費：資産」で、以後を「経費」と命令された会社もありました
III	① 資本金の入金 [全額の場合] ② 資本験試報告書(資本証明書) ③ 正式：営業許可書10年~20年~50年]	

《注意点》

- * 営業許可書には2種類ありますので、契約内容 (I or II or III) を確認します
- * 口座を開設する銀行によっては、多数の制約があります
- * 経費計上を急がないと、全経費を「資産」で計上されます
- * 経営開始後は、「業種制限」や「税金・領収書：制限」に注意します

予想価格「I~III」 [最小資本金]

業種等(資本金)	設立代行：US\$	政府費用(印紙代)：RMB
製造業	5,000	7,686
外高橋：販売業	4,000	7,686
コンサルタント (10万RMB)	4,000	7,686
卸売(50万RMB) 小売(30万RMB)	6,000	7,686
①分支機構設立	500	808
②小規模納税人認定	500	260
③保税倉庫認定	200	6,000

- * 価格については、設立の「地域」や「業種」によって変動します

オプション 「レベルII・III・IVは自社でも出来ます」

IV	① 社会保険：登録 ② 給与&個人所得税：登録「税務局・銀行」
----	------------------------------------

	③ 領収書の購入：税務局
	④ 労働ビザ (Z)：更新・延長

(F)

上海
AOI

上海葵井通信 2005年5月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】 聞くと見るとでは大違い

上海に来る前の情報と上海に住んだ後の相違は? 「聞くと見るとでは大違い」編です
上海に来る前に聞いていた、新聞や書籍に書いてあった事と住みついた後に気づいた、
感じた事を比較してみました。

(会計についての相違に関しては、毎度毎度、お伝えしているので今月はありません)

思考期間について、日本人は「10年」単位で考え、中国人は「100年」単位で考える
= 極々、一部の人は「100年」単位で考えるかもしれないが、大多数の上海人は「日・週・月」
単位でしか考えていません。逆に、短期思考ですので思い切って「大勝負」を行う時や損切り
の時には、「博才」を大胆に発揮して行動が素早くなっています

中国人は「ホウ・レン・ソウ」が大嫌い
= ホント 「ホウ・レン」を行うと本人が苦勞して手に入れた知識や情報を社内の人も知ること
になり、自分の優位性を失ってしまう。「ソウ」は面子主義からして困難です。ある中国人の文
章からですと、聞くは【一生】の恥、聞かぬ【一時】の恥になります
= 但し、世界的に見ると日本人が異常なまでに「ホウ・レン・ソウ」を好み、「情報の共有化」が
得意な人々なのです

中国人は「商人的な思考」が強い
= ホント かなり強く出ています。儲かるとなると周辺や取引先からも、似たものやフェイクも
直ちに登場してきます。思考期間が短い点に似ています

自己主張を強くする
= 個人差があります。しかし、中国でも自己主張をしないとは「他者」の言いなりだと判断され、
自己アピールが出来ない人間は「能力が低い」と評価されます。日本の諺「男は黙って……」
は通じない世界でしょう!

人件費は安い
= ウソに近い 正確に状況を判断しますと「単純労働者」の給与(最低賃金は約 600 元/月)
は安い。デモ、熟練労働者や高級管理職は日本並みの人件費になります

04 年度の上海会計業界での状況を一言で言えば「会計人は余り、会計【人材】は不足」です。：上海人の場合は、手取給与に +70~80%の社会保険が必要です

	会計レベル	手取給与	現 状
会計学校の新卒者	会計の基礎知識を持っているが、決算書を作成できない	1,500 元 ~	過剰で就職先が見つからない
熟練会計者	中国式の決算書を作成できる	3,000 元 ~	優秀な人もいます
国際会計:初級者	国際会計を知っている。出来るかもしれない?	6,000 元 ~	極々、少数ですがいます
国際会計:上級者	本社報告・連結決算・説明責任を果たせる	1 万 ~ 2 万	上海でも皆無に近く、探しています

* 会計業界には詳しいのですが、他の業界に関しては人材の専門家にお尋ねください

反日的な言動

= 日本とのトラブルが発生すると必ず、反日発言が出てきます。でも上海で生活していて日本人だからと差別を受けた事はありませんし、一般庶民の間での日常生活ではまず、ありえないでしょう。日本製品をアピールするために、わざわざ「カタカナ」を使用している日系企業もあります。

中国人は殴り合いの喧嘩は行わない

= ウソ 2 回ほど街中で殴り合いを見学しました。1 度目は「男と男」でしたが、迫力不足で子供の殴り合い以下でした。2 度目は「上海女性同士」の地下鉄内で、些細な事から口喧嘩になり、更に殴り合いに発展した大変迫力のある「見物」でした

その口喧嘩において、相手を攻撃するよりも第 3 者 (= 見物者) に対して自己の正当性を訴えている

= ホント そのためには、喚く、泣く等の全ての技術を使用して訴えます

Ex.「被害者 = 上海女性、加害者 = 日本人、警察官 & 見物者 = 上海男性」から、被害者は「喚く・泣く」で強く第 3 者へアピールしましたが、見物者は冷静に判断を下していました。日本人だから金を絞れとか、踏んだくれとかの言動を全く感じませんでした。逆に、上海女性は「大げさだヨ！」等と攻めているようでした。実際に口で攻撃していました！

中国には、肥満児はいない

= ウソ 中国料理では油の使用量が「贅沢度」を表します。今後 10 年間には油やジャンク・フードの過剰摂取で、さらに多数の「超肥満児」が出現しそうです。1970~1980 年代には食料不足だったと噂されているのですから、ある年代以上の方には肥満児がいる訳がありません

香港人・台湾人と中国大陸人を見分けるのは、エレベーターの使用方法で簡単に判る。乗客が降りてから乗るのが「香港人・台湾人」で、乗客が降りる前に乗るのが「中国大陸人」と判断できる

= ホント 窓口の並び方が上海では「半円形」になっていますし、横入りも当たり前です。現在では銀行や地下鉄の窓口にはロープが張られて、強制的に 1 列に並ばされていますが、

それでも時々、横入りする人も現れます。

北京人と上海人は大変に仲が悪い
= ホント 北京で「上海や上海人」の悪口 事実を言えば喜ばれるでしょうし、逆に上海では「北京や北京人」の悪口 事実を言えば大歓迎されます

支払について「中国系企業」は悪いけれど、「日系企業や外資系企業」は約束どおりに支払ってくれる
= ウソ 残念ながら、東証一部の日系大会社でも中国に来ていると「中国慣れしているのか」「会計担当者の言いなりなのか」不明ですが、支払状況・条件を一方的に延長している事実もあります。逆に少数の中国系企業は、約束どおりに支払ってくれています

本質的には、東洋的な思考や判断基準が中心になっていますので日本と中国の違いは少ないと思っています。しかし法律や法規、ルールやエチケットに対する判断やPublic「公共精神」が違っていました。

中国流では「見つからなければ、逮捕されなければ、全てOK」の5000年の歴史と「誰も見ていなくても、誰かが必ず見ているから、知っているから順守する」という日本的な2000年の歴史に相違が伺えます。

今月のアドバイス

中国に視察旅行や出張等の時は、全てを見てください！

案内された場所や日時だけでなく、不都合な物や見せたがらない物もぜひ見て、感じてください。街中を歩く、市内バスに乗る等でも、今後のビジネスの判断に役立ちます

(F 記)

【上海神話の終焉 ！】

05年4月16日（土）に上海神話が終焉しました。

「上海は国際都市で安全で、法治制度が守られている」「上海は特別！ 他の中国と違って騒動やトラブル等は起きない」と言われきた上海神話が終りを告げました。日本人の会話からです。

- ・ 05/4/15 以前は「上海だけは安全だろう」でも「万が一？」を考えておこうが多数でした
：6食分のインスタントラーメンやレトルト食品に、飲料水を自宅に用意していた日本人家庭もありましたし、領事館のある古北地区のホテルを利用していた宿泊客は、16日&17日の2日間、ホテルから一歩も外に出なかったそうです
- ・ 05/4/16 以後は「自己責任で、自社責任で、他者(上海市)に頼らない」とか「上海も普通の中国だった」に変わりました

日本人は「デモは当たり前だよ、若いころは日本でも良くやった」とか「暴力を伴っているから、中国は信用を失う！」が日本人経営者の多数意見でした。

愛国無罪ほど、日本人に合わない言葉は無いのでしょうか？ 愛国ならば、犯罪でも、破壊活動でも、そして『テロ活動』でも無罪です。逆に 80 年前の日本が行った中国侵略も、日本人の愛国から開始されたと主張する「酷い」日本人もいます。

また 4 月 16 日、ある「日式クラブ」は深夜まで日本人で満員でした。更に、デモにまで参加していた勇氣ある、蛮勇かもしれない数名の日本人を知っています。中国で今にも革命が起きそうとか、革命前夜とかの、マスコミ報道もありました。しかし物価は安く、治安も良かった上海で、上海人は安定した生活を送っていますから、もし万が一、革命が起こるならば職業や収入が恵まれていない「地方」から、「農村」からです。沿海部の金持ちからは、マズ起こらないでしょう。

ただ中国にとっては、今後の経済が低下するのか、更に成長するのか、分岐点に来たのではないのでしょうか？

世界の経済ニュースでインドが多く取り上げられて来ました。中国の西部大開発に参加するよりも、南アジアの中心国で、インド洋に面しているインドに「主」投資国とまでは行かなくても、「副」投資国として考えようとする会社・経営者のリスク管理からの発想かもしれません。

【会計のポイント ③】

自社の会計レベル・チェックの3回目です。毎月、決算書が10枚以上の会社です。

《下記の内容を確認する場合は、上海葵井通信で何回もお伝えしていますが、気を付けてください! 会計担当者はバックに税務局を持ったエリートですから、内部監査をしていると判断されて、逆襲を食らう可能性もあります》

今月は「前払費用」をチェックします。最初のポイントは、前払費用で計上した理由は何か?

- * 毎月、経費にしている金額の算出基準
- * 前払にした回数(月数)

Ex: 保険料や新聞代の場合ですと「請求書」から判断できますし、家賃・寮費ですと「契約書」から証明できます

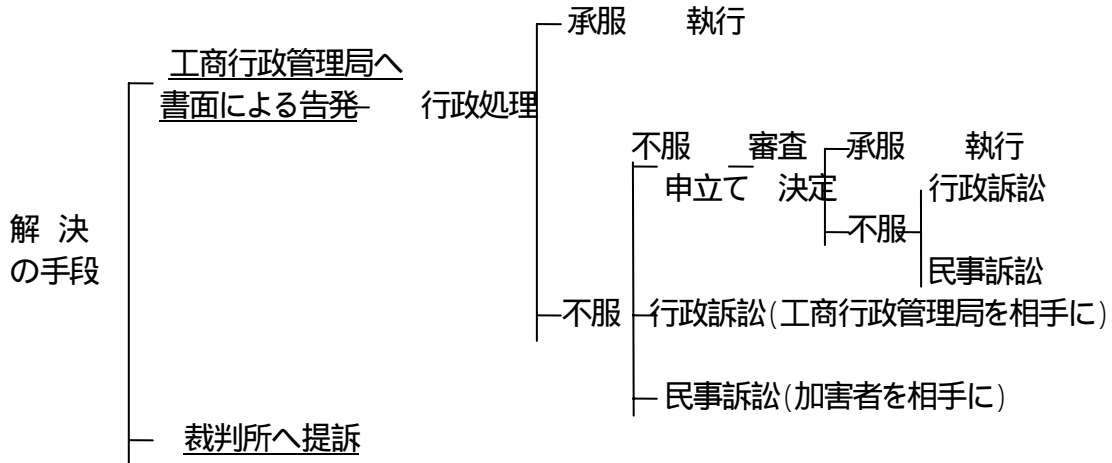
項目	勘定科目	月間金額	回数
朝日新聞	新聞図書費	750 円	2 回
寮: 田中	寮費・家賃	3,000 円	3 回
事務所火災保険	保険料	580 円	12 回

更に、13 回以上ですと「長期前払費用」で計上します。そして、期末に翌期分の経費計上の全金額を「前払費用」に再計上して、短期(1 年以内)と長期(1 年超)を明確に区分けする計上方法もあります。

◎前月と今月は固定資産・前払費用についてでしたが、会計で最も重要な点は「説明責任」です。会計責任者が理由や根拠(法令)や算出基準を説明しているか、その書類を伝票に貼付しているかです。この点から自社の会計責任者のレベル、経営意識等が判断できるでしょう!

【中国の商標制度について ⑤】

商標権侵害事件の解決の手段を図表にまとめてみると、以下になります。



(4) 登録商標侵害事件の損失額の認定(56条)

商標専用権を侵害する場合の賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とします。被侵害者が侵害行為を差し止めるために支払った適当な支出を含みます。

侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失が確定しにくい場合、人民法院が権利侵害行為の情状により50万人民元以下の賠償を命じます。

(5) 緊急措置

提訴前の財産保全措置の請求(57条)

商標権者又は利害関係者は、他者がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさいに行おうとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがある場合には、訴訟を提起する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができます。

提訴前の証拠保全措置の請求(58条)

侵害行為を差し止めるに際し、証拠が消滅する可能性があり、又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害関係者が訴訟を提起する前に証拠の保全を請求することができます。人民法院は申立を受領した後、48時間以内に裁定をしなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければなりません。

人民法院は申立人に担保を提出することを命じることができます。申立人が担保を提出しない場合には、その申立を拒絶します。申立人は、人民法院が保全措置を採用してから15日以内に提訴しない場合、人民法院は保全措置を解除します。

(6) 登録商標を侵害する犯罪について

1997年3月に改正された刑法の中に、単独的に知的財産権侵害罪を置き、商標に関連したのは四条に及んでいます。改正前の規定により、これらの条文はより具体的で、執行しやすくなりました。最高刑期は3年から7年に延び、商標犯罪者に脅威を与えるようになりました。

・商標使用権に関わる海外への送金について

中国において貿易以外で海外送金する場合は、あらかじめ関係部門に登記・審査・認可される必要があります。商標権の導入に関わる海外送金についても同じで、関係部門で登記・審査・認可されていないと海外への送金はできません。そして契約の内容によっても手続方法は違ってきます。

商標権の導入に関わる外貨送金について

(1) 専利、専用技術(ノウハウ)の実施許諾又は譲渡を含まない商標許諾に関する外貨送金について

審査証明書・書類としては

- 1、 商標使用許諾契約書；
- 2、 国家商標局が発行する「商標使用許諾契約届出通達書」

(2) 専利、専用技術(ノウハウ)許諾又は譲渡を含む商標許諾に関する外貨送金について
審査証明書・書類としては

- 1、 商標譲渡契約書
- 2、 商標権者の「商標登録証書」
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」

(3) 専利、専用技術(ノウハウ)の許諾又は譲渡を含まない商標譲渡に関わる外貨送金について

審査証明書・書類としては

- 1、 商標譲渡契約書
- 2、 元商標権者の「商標登録証書」
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」
- 4、 関係機関が発行した「技術導入及び設備輸出契約発効証書」

(4) 専利、専用技術(ノウハウ)の許諾又は譲渡を含む商標譲渡に関わる外貨送金について
審査証明書・書類としては

- 1、 商標譲渡契約書
- 2、 元商標権者の「商標登録証書」
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」；
- 4、 関係機関が発行した「技術導入及び設備輸出契約発効証書」。

取引銀行は、取得した登記証或いは許可証とその他の関連書類を審査してから、初めて

外貨両替して、海外へ送金できる。

上海市光明法律事務所
弁 護 士 程 甦 記
1990年 中国弁護士資格取得
2003年 日本外国法事務弁護士資格取得
得意分野 会社法・投資法・知的財産権
TEL 021-5293-0100 x 257

上海
AOI

上海葵井通信 2005年6月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】 何だ、これ！

「何だ、これ！」「ウソだろう」「ホントですか？」「？？？」etc.特集です
中国:上海では不思議な事柄や信じられない多数の出来事がありますので、今月はその特集にしました。(会計業界については、今月も除いてあります)

履歴書について まず「民族」と書かれていることに驚かされましたが、それを日本の江戸時代の「薩摩」「土佐」「尾張」のような幕藩体制と考えれば理解は簡単でした。

でも次の「体重」とあったのには、さすがに言葉も出ませんでした。そして女性でも記入されているので一般的なことだと思い、上海葵井の女性社員にも「体重は何kg?」と尋ねましたが、「秘密」と教えてくれませんでした。

更に理解不能な事としては、勤務期間が「2~3ヶ月間」でも多数の職務能力や職務経験があると書いてありました。キャリア・アップについては、「1年間」単位と考えている上海の大学生が多いのですから、仕方がないのでしょうか？

上海で共稼ぎ夫婦の子供が病気になりましたので、その時「旦那」さんが勤務先へ電話連絡しました。

- ・ 男性社員「子供が急病になりましたので、病院へ連れて行きます。本日は出勤できません」
- ・ 管理職「ちょっと待ってよ！取引先との重要な会議があるから、病院への同行を**今日だけは**奥さんに代わってもらって出社してください」
- ・ 男性社員「奥さんは会社を休めませんので、無理です」
- ・ 管理職「？？？」

以上の会話は、上海の多数の会社では日常的な出来事でしょう。故に、上海女性の評価が上がる一方なのに、上海男性の悪評はマスマス高まっています

電話をした時に第一声が「ウェー・ウェー」と対応される日系企業・事務所がかなり多くあります。もちろん「××企業です」「 有限公司です」と言われて、最初から安心感を与えてくれる企業もあります

間違え電話が、なんと真夜中の1時や2時に、早朝の5時や6時に自宅の電話にも、携

携帯電話にも年に数回はあります。モチロン「ごめんなさい、間違えました。」がある訳はありません。

上海では上海人と外地人(上海以外の籍の中国人)では人件費に大変な差があります。社会保険の金額や内容が大きく違っているからです。金額は「約」になります

	上海人:手取給与		外地人:手取給与	
	1,000	2,000	1,000	2,000
会社負担	500	1,000	150	150
個人負担	200	400	***	***
人件費合計	1,700	3,400	1,150	2,150

- * 上海人の社会保険は、健保・年金・住宅・労災・失業・生育になります
- * 外地人の社会保険は、固定的な統一保険になります。金額は未確定です
- * 社会保険にも日本と同じように、支払金額の上限が設定されています
- * 上海人も「上海以外」で働くと厚い社会保険が無くなりますので、外地勤務を嫌がっています

一般論ですが、他人に物を尋ねるのは、面子を失う事と考えていて、素直に質問する事が苦手な人が多いようです。

(ある中国人の文章から、「聞くは【一生】の恥、聞かぬ【一時】の恥」になります)

日本でも時々ありますが、歩道を歩いている時に自転車から「ベルを鳴らされたり」「退いてくれと要求されます」しかし、上海では「オートバイ」や「自動車」からもクラクションを鳴らされたり、危険な状況になる場合も多々あります。もちろん、そこは歩道でした。外国生活が長い人は、「赤」信号で横断歩道を渡るほうが比較的に安全です。特に日本人は「青」信号だと自動車やオートバイ・自転車も止まるはずだと【勘違い】して、油断して歩きますから危険な状態になります。逆に赤信号ならば、前後・左右に気を付けて渡りますので、事故に遭う可能性が格段に減少しています

週末に郊外型ショッピング・センターへ行くと、面白いものが見られます。パパはパジャマ姿、ママもパジャマ姿で更に子供もパジャマ姿の 3 人揃っての買物風景です。もちろん都心の超高級ショッピング・センターではありえません。特別な家族だけでなく、若い女性もパジャマ姿で平気で町を散歩しています。

日本や海外では毎日のように中国料理店へ行ったけれど、「本場」中国料理はダメだと言う日本人が多いですが、その理由は？

- ・ 油の量が過剰で、飽きてくる。中国では油の使用量が贅沢度を表すため、大量に、過剰にまで油を使用します
- ・ 油の質が違ってきます。日本では【精製】油を使いますが、中国では【生・ナマ】油を使います。専門家でないため、この相違は不明です

上海の浦東空港からリニア・モーターカーが世界最初の営業運転をしていますが、その隣では牛車や馬車が走っています。公共バスには液晶 TV が付いていますが、乗客用

のイスは木製やプラスチック製で硬く座りにくくなっています。このアンバランスをどう思うかで、中国の好き・嫌いを決めています。

今月のアドバイス

人間、慣れれば何とか耐えますし、驚かなくもなります。
中国は強い性格やハッキリした言動をするように鍛えてくれますので、世界中どこへいっても耐えられるでしょう

(F 記)

【会計のポイント ④】

自社の会計レベル・チェックの4回目です。毎月の決算書に10枚以上の詳細明細書が添付されているならば会計レベルは高いでしょう。

《下記の内容を確認する場合は、会計担当者はバックに税務局を持ったエリートですから、内部監査をしていると判断されて、逆襲を食らう可能性もあります》

今月は「与信管理」についてです。主に流動資産の「売掛金」をチェックするために、各売上先に会社No等を指定して管理します。そのために「売上帳」と「仕入帳」等を用意します。

- * 売上金・売掛金と売上内容を把握しているか
- * 入金金額と入金日を把握しているか?
- * 「▲：マイナス」残高の勘定科目は有・無?

以上の事柄を取引先会社ごとに確認します。

売掛金・買掛金、前渡金・前受金、未収入金・未払金、前渡費用・未払費用、仮払金・仮受金 等でも全ての情報をオープンにします。

◎買掛金も調べる理由は、売掛金や前渡金等を請求金額よりも過剰に支払った場合に、買掛金で計上して「▲：マイナス」残高で処理する担当者が中国には多いので、チェックが必要になります。

◎もし、入金が遅れている場合は「営業担当者」へ報告して、会計総責任者へ報告させます。会計担当者が取引先へ直接の「連絡・問合せ」を禁止させます。

次に、計上の時期についてです。

- * 売上の計上時期はいつか?
：商品・製品を出荷した時か、それとも売上金が入金された時か?
- * 同じく「仕入：商品・原材料」の時期
：商品・原材料が入荷した時か、それとも支払した時か?

◎ 計上の時期を中国式で実施すると会計上の「在庫」と実地棚卸の「数量」が一致しなくなり、場合によっては「▲：マイナス」残高で終わります。計上を遅らせる理由としては「税金：増値税・営業税」の支払いを遅らせる目的らしいのですが、それ故に決算書や推移表の「製品原価率」や「販売原価率」「経費率」等が毎月大幅に変動したりしますので、経営分析が困難になります。

◎ 期末監査時に売掛金や買掛金の残高を証明していますか? 大変に重要な点になります。取引先から債権や債務の証明をしてもらい、残高を明確にします

◎「経営管理」についてです。「A 現金・銀行日報表」「B 入金・支払月報表」「C 推移表」「D 内訳表」等の提出されている「〆切時期」は決まっていますか?

上記の4種類の報告書が存在しない会計や総経理に未提出な会計は**問題外**として、次のような〆切日にしたら、経営に大変役立っていると好評です。

- ・ 「A 現金・銀行日報表」は翌日 12 時まで
- ・ 「B 入金・支払月報表」は翌月の2 営業日まで、
：同時に当月分の「入金・支払予定表」も提出させる
- ・ 「C 推移表」は翌月 10 日まで
- ・ 「D 内訳表」は翌月 20 日まで

- * 「A 現金・銀行日報表」では、毎日の収入と支出を現金 (RMB・US\$・JP¥ 等) ごとに、銀行口座ごとに算出します
- * 「B 入金・支払月報表」では、1ヶ月間の取引会社からの「入金金額」実績と支払先の「内容・金額」実績を表します。予定表では当月の予定「入金・支払総金額」を表して、予定資金繰表になります。
- * 「C 推移表」は経営分析で使用します。売上高に対する比率をチェックして、固定費や変動費から異状な支払(過剰・過少)を再度チェックします
- * 「D 内訳表」では、B/S の勘定科目を項目別に「残高」「最終計上日」「計上理由」「入金予定日」等を表します

【会計のポイント ⑤】

自社の会計レベル・チェックの5回目です。毎月、決算書が10枚以上の会社です。

《下記の内容を確認する場合は、上海葵井通信で何回もお伝えしていますが、気を付けてください！ 会計担当者はバックに税務局を持ったエリートですから、内部監査をしていると判断されて、逆襲を食らう可能性もあります》

今月は「経営管理」についてです。「A 現金・銀行日報表」「B 入金・支払月報表」「C 推移表」「D 内訳表」等の提出されている「〆切時期」は決まっていますか？

上記の4種類の報告書が存在しない会計や総経理に未提出な会計は**問題外**として、次のような〆切日にしたら、経営に大変役立っていると好評です。

- ・ 「A 現金・銀行日報表」は翌日 12 時まで
- ・ 「B 入金・支払月報表」は翌月の 2 営業日まで、
：同時に当月分の「入金・支払予定表」も提出させる
- ・ 「C 推移表」は翌月 10 日まで
- ・ 「D 内訳表」は翌月 20 日まで

- * 「A 現金・銀行日報表」では、毎日の収入と支出を現金（RMB・US\$・JP¥ 等）ごとに、銀行口座ごとに算出します
- * 「B 入金・支払月報表」では、1ヶ月間の取引会社からの「入金金額」実績と支払先の「内容・金額」実績を表します。予定表では当月の予定「入金・支払総金額」を表して、予定資金繰表になります。
- * 「C 推移表」は経営分析で使用します。売上高に対する比率をチェックして、固定費や変動費から異状な支払(過剰・過少)を再度チェックします
- * 「D 内訳表」では、B/S の勘定科目を項目別に「残高」「最終計上日」「計上理由」「入金予定日」等を表します

【会計のポイント ⑥】

自社の会計レベル・チェックの 6 回目です。今回は質問・回答スタイルにしました。国際会計（中国財政部の『企業会計準則』を順守して、日本会計レベルの実施）を本当に必要としている法人です。

自社の会計レベル・チェック

Q-1 「毎月の決算書は、何センチですか？」

A①=約1センチ以上です :ホボ「OK」でしょう!

⇒ 次に内訳表です、特に「固定資産・前払費用」等をチェックしましょう

A②=数ページです ⇒ 問題アリ ⇒ Q-2 へ

国際会計の可能性

Q-2 「会計担当者を解雇できますか？」

A③=可能です ⇒ 「国際会計の導入」のためには勇気を持ってください

⇒ Q-3 へ :最初の半年程度はバタバタする事を覚悟できるならば、導入できます

A④=不可能でしょう ⇒ 御社には「国際会計の導入」は困難そうです。会計担当者が中国会計レベルで満足しているのです、変わらないでしょう

会計担当者の適正

Q-3 「会計担当者の職歴は、会計業務一筋ですか？」

A⑤=会計業務のみです ⇒ Q-4 へ

A⑥=多くの業務に経験があります ⇒ 通常ですと教育期間は「4~6ヶ月間」です。早いと2ヶ月間(週2回の来社)で「OK」になりました

Q-4 「会計担当者の年齢は、何才ですか？」

A⑦=25才以下です ⇒ 適応力があれば可能性はあります

A⑧=25才以上です ⇒ ホトンド諦めてください! 極々、少数の会計担当者が「OK」でした。中国会計が全てと思い、国際会計を拒否しますので変わらないでしょう (上海葵井は03年に6社=6人から、国際会計の教育を拒否された)

次に、会計担当者の採用面接に関する注意点です。

《アドバイス》 「会計人は余り、会計人財は不足」

会計担当者の面接時、会計能力よりも「柔軟性」と「適応力」と「信用度」で採用する事をお勧めします。

- ① 総務で契約する。お茶くみ、電話番、コピー取り等も行わせる、会計での契約だとお茶くみ等を拒否される
- ② 「長期社内育成制度」を強くアピールして、2名を採用できるならば、「A 会計学校

の新卒者」 or 「B 会計学校の新卒に近い者」と「C 日本語学科の新卒者」 or 「D 日本語がOK で会計が素人」で各1名を採用して、競争させる

：「A&B」には日本語学校へ行かせる。「C&D」には会計学校に行かせる。どちらが早く理解すると思いますか？

<面接時の質問としては>

- ③ 国際会計を知っていますか？ 出来ますか？
＝知らなくても、出来なくても「Yes」と返事する方が多くいる国です
- ④ 西洋式に「18,976.27 元」を紙に書いてください
＝直ぐに知っているか、知らないかが判ります。「7」の書き方と「, :カンマ」を使用しているかを確認します
- ⑤ 国際会計の目的は何ですか？ 国際会計では何が重要ですか？
- ⑥ 与信管理の目的は？ 税務と会計の相違は？ 「▲残高」が悪い理由は？
＝⑤⑥では、中国会計と国際会計には多くの相違があると知らせる事になります

(F 記)

【会計のポイント ⑦】

自社の会計レベル・チェックの7回目です。今回は中国で会計上、どのような弊害が起きているかについてです。

中国会計の目的は「税金」ですので、そのため経営管理の点で多数の問題が発生しています。例えば、売掛金・買掛金は一般的には商品販売ですと下記の手順で処理するため、問題・不明等の発生になっています

買掛金の処理

- | |
|--|
| ① 商品の納品時には仕入計上しない
② 商品代金の支払時に「商品／銀行預金」で計上する |
|--|

売掛金の処理

- | |
|--|
| ③ 商品の出荷時には、売上計上しない
④ 売上金の入金を確認後に「現金・銀行預金／売上高」で計上する
⑤ 同時に「販売原価／商品」で計上する : ⑤を先に処理してしまう |
|--|

* 「①と②」や「③と④」の間の時間差が発生して、【実地棚卸】との誤差が大きくなっています。実情が把握できないので、経営に関しては「闇の中」と言える状況です

《具体例》

- * 03/10/31の商品Aの残高は「20元」
- * 03/11/10に商品Aを100元分購入する
: この時点で商品Aは「120元」に増加していても、会計上では「20元」です
- * 03年11月の決算書では商品Aは「20元」の残高になる
- * 03/12/20に「100元」の支払時に「商品／銀行預金」で計上する
- * 03年12月の決算書では商品Aは、ヤット「120元」の残高になる

- ◎ 更に、「03/11/11～12/19」の期間に商品Aが販売された場合は、その残高内容がモット実情と合わなくなります。最悪の場合ですと
- * 03/11/28に小切手・現金で、商品Aが「80元」販売される
: 商品Aは「20元」の在庫なのに「80元」も販売できてしまう
- * 03年11月の決算書では商品Aは「▲60元」の残高になる
: 実際の在庫残高は「40元」

- ◎ 決算書や推移表で「製品原価率」や「経費率」等が、毎月大幅に変動するので経営は困難です! そして与信管理も行っていない
上記のように、計上が遅いのは「税金：増値税・営業税」の支払いを少しでも遅らせる目的らしいです?

〔情報提供〕

〔編集/提供〕 葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

【上海事情】

久しぶりに「上海葵井通信」を執筆するため、なかなかテーマを決められませんでした。そのため、過去私が執筆した「上海葵井通信」を再度読み返したところ、毎年「交通問題」を取上げていることに気がついたため、今月は例年に従い「交通問題」を取り上げたいと思います。

私の家から会社までの約9キロの距離で、片道1時間以上の通勤時間を要することは、すでに以前の「上海葵井通信」で説明しました。その原因は道路渋滞です。道路が狭いうえに、人・自転車・車が多いことが渋滞の最大の原因ですが、渋滞による問題は道路上だけでなく、バスの中でもよく発生しています。

私が毎日利用しているバスは、団地と中心部のオフィス街を結んでおり、毎朝の通勤時間帯になると、バスの中の乗客(ほとんどサラリーマンとOL)は寿司詰状態になっています。その状況は団地の拡大と住民数の増加によって、日々酷くなっていきます。

基本的に上海のバスは「空調付き」と「空調なし」の二種類がありますが、私が利用する通勤バスの3分の1ぐらいの車両は「空調なし」です。夏になると、寿司詰状態になっているバスの中はまさにサウナです。「事件」はその環境の中で起きました。

私が乗ったバスは途中の停留所で、ドアが開けにくい状態になっているにもかかわらず一組の老夫婦が、運転手に「危ないですから、ちょっと空いているバスを待った方がいいですよ。」と言われながらも、強引に乗車しました。

運転手はシルバーシートの乗客に席を譲るように促しましたが、老夫婦はその席まで移動できそうもありません。揺れている狭いバスの中、老夫婦は他の乗客に押され続けたため、旦那さんの不満は頂点に達し、周囲の乗客に文句を言い始めました。あまりにもしつこく言われたので、周囲の乗客も反発し始め、ついに喧嘩になりました。

老人の主張は「自分たちは体が弱くて病院へ診査を受けに行く途中であり、押されると辛いから、周囲の乗客に避けてほしい」ということでした。しかし、周囲の乗客にとって、わざわざ通勤時間帯の混雑したバスに乗車してくる、「時間的に余裕のあるはず」老夫婦に不満のようでした。

双方の言い分は理解できますが、喧嘩になる根本の理由を考えてみました。

バスは公共の乗り物ですので、もちろん誰にも乗車禁止する権利はありません。しかし、

老夫婦のように一番混雑する時間に乗車してくると、自分の身まで危険にさらされる可能性があります。恐らく、老夫婦も仕方なくその時間に乗車したと思われます。そのやむを得ない理由は、喧嘩の内容から判断すると、「診査のため病院へ行かなければならなかったから」のようです。

都市建設によって住民は都市の周辺に移転し、中心部は商業施設などが集中している上、有名な病院なども中心部に残ったままです。しかも、診査時間は一般の会社とほぼ同じであり、病院へ診査を受けに行く多くの老人は「良い医者」に診査してもらうため、早く病院へ行って整理券をもらわなければなりません。それが通勤時間帯の混雑しているバスに乗らざるを得ない根本的な理由です。都市建設と高齢化が進んでいく上海では、以上のような問題は益々深刻になっていくでしょう。

この問題の解決には、病院の移転、診査システム・時間の変更などいろいろな方法があります。政府部門もテスト的に実行していますが、複雑な社会問題であるうえ、各関係者の間に存在する利害関係を変えるのはそう簡単ではありません。

増えている通勤バスの中のお年寄りたちをみると、交通問題は、決して道路を増設して、車を制限するだけで解決できるものではないと痛感した私です。

外国税額控除 (法法69)

外国税額控除とは

今まで外国税額控除は、大手商社やメーカー等に限られた特殊な税務であると考えられていました。しかし、近年は中小企業も中国等へ積極的に海外進出を行っています。従って、外国税額控除は、多くの企業にとって日常的な問題となっているといえます。

外国税額控除は国際的¹二重課税の排除を目的としており、企業にとっては税の負担を軽くする効果があります。さらに、中国等のみなし税額控除が使用できる国においては、非常に高い節税効果があります。

今回は2回に分けて外国税額控除の概要と実際の計算方法を解説いたします。

国際的¹二重課税の発生

居住地国課税 = 納税者の住所や居所、市民権といった人的な地位に基づき課税を行うものであり、納税義務者とされた者はその居住地国のみならず全世界で獲得した所得に課税が及ぶ。

源泉地国課税 = 人的な地位にかかわらず、その所得が獲得された場所においてその所得を獲得した者に納税義務を負わせるもの。

居住地国課税と源泉地国課税の二重課税

多くの国は、自国の居住者に対して居住地国課税を行う一方、他国の居住者に対しては、源泉地国課税を行っている。そのために発生する二重課税である。

居住地国課税同士の二重課税

居住地の考え方に、本店等の所在地がある所を居住地であるとする「本店所在地主義」と、本店等にかかわらず実質において管理している場所を居住地国であるとする「管理支配地主義」があるために発生する二重課税である。

源泉地国課税同士の二重課税

源泉地国の考え方についても、たとえば借入金の利子などについて、借りた資金を使用した国が源泉地であるとする「使用地主義」と、借りた者の居住地国が源泉地であるとする「債務者主義」など、考え方の違いで発生する二重課税である。

国際的¹二重課税の排除の方法

このような国際的¹二重課税については、互いの課税権の問題であるとして何もする必要

がないという考え方もあるが、先進国間では可能な限り排除しようとしており、次の二つの方法が代表的なものとなっている。

国外所得免除方式

居住地国が国外所得に対する課税権を放棄するもの。

外国税額控除方式

居住地国の税額計算において、外国で納付した税額を控除するもの。

我が国の外国税額控除制度の形態

我が国の法人税においては、外国税額控除方式と外国税額損金算入方式とのうちいずれかを選択する制度となっているが、一般的には、外国税額控除方式が有利である。

直接税額控除

我が国の企業が外国で直接に納税した税額を控除するもの。

間接税額控除

我が国の企業の外国子会社が納税した税額を控除するもの。

みなし税額控除 (tax sparing credit)

企業誘致の目的等で課税を免除している国へ納税したとみなして税額控除するもの。

タックスヘイブン対策税制による控除

タックスヘイブン対策税制により課税された所得について、外国で課税されているものがあればこれを控除するもの。

我が国の外国税額控除制度の特色

外国法人は適用されない。

外国で納税した地方税も含まれる。

外国税額が、我が国の実効税率である 50% を超える部分については適用しない。

控除される額は限度を設けており、その限度額計算においては複数国の外国税額を合計する「一括限度額方式」である。「国別限度額方式」

控除限度超過額を 3 年間繰り越すことができる。

控除限度額に達するまでの金額(控除枠)についても 3 年間繰り越すことができる。

間接控除は外国孫会社まで適用される。

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

私は週一回、お客様である「格拉慕可企業形象設計諮詢(上海)有限公司」さんへ伺っています。そして、伺った日の昼食はいつも会社近くの定食屋で食べています。

その定食屋は街角の古い3階建の1階に位置しており、2、3階は住居です。店舗面積は約50平米と小さいですが、普通の街角の定食屋と違い、店内は明るく、清潔感があり、色・デザインなども現代風です。手ごろな価格で、メニューの種類も豊富で、しかも料理が美味しいので、毎日お昼時間になると最低3、4回転するほどの人気店になっています。この人気の理由は、一言で言えば、店のコンセプトがいいからです。

先週出向日に、私が朝食を食べている時、たまたまテレビでその店が火事になったニュースを見ました。2名が死亡、消防士1名が大怪我という惨事になっていました。原因はボンベからのガス漏れによる爆発のようです。

出勤途中、その店の前を通りました。現場は20時間以上経ても、焦げついた臭いが残っていました。三階の屋根まで吹き飛ばされ、火事の酷さを生々しく語っているようでした。

いつも利用している店のこの無残な姿を見ると、心が痛くなると同時に、「何でこうなったの?」という疑問を抱きました。

上海の飲食店は大きかろうが小さかろうが全体的にお洒落になっています。「お洒落」の要素として、店舗の内装、設備(机、椅子等)のデザイン、従業員の服装などを挙げることができます。そして、それらの店はメニューも工夫しており、新しい料理、美味しい料理で顧客を楽しませています。上記の店は、その典型的な例でした。

しかし、その「お洒落」は顧客の目に見える範囲で止まっています。つまり、客席は綺麗で、厨房はメチャクチャということです。最近、飲食店に関して、ガス・水漏れなどの事故だけでなく、食品衛生などの問題もよくメディアに取上げられています。

それらの店の経営者にとっては顧客に「見える部分」だけが重要で「見えない部分」はどうかできるという考えがあるのでしょうか。会社は「セールス」を重視して「内部管理」の方は二の次ということですね。

日系企業を含め、多くの会社に「販売重視・管理軽視」という傾向が見られますが、理由も簡単です。「販売」をすれば「お金」が入り、「管理」をすれば「人件費」・「コンサルティング費用」などによって「お金」が出ていきます。でも本当にそうなのでしょうか。

企業を一台の機械に例えると、その機械の保守、点検(管理)などに目を配らなければ最終的に完成する製品(営業)は良いものではなく、なくなってしまいます。

商品をたくさん売る為に優れた営業マンは必要ですが、優れた営業マンを確保できるのは適切な人事システムとサポート体制があるからで、それは経営管理システムの一部です。結論は営業マンがいいから物が売れるのではなく、会社の経営管理がしっかりしているから物が売れるのです。マーケティングは経営管理を含めての戦略であり、決してセールスだけではないはずです。

定食屋の事故によってその店長は逮捕されたそうです。「人災」として認定されたこの事故は、まさに「営業重視・管理軽視」による結末です。いくら工夫をして、いいコンセプトの店を作っても緩い管理によるガス爆発が発生すれば店舗そのものは吹き飛ばされてしまうのです。経営管理の中で、基本的なリスク管理ができない企業も同様な失敗をすることでしょう。

企業管理の重要性を再認識した上、定食屋の再開を期待している私でした。

〔情報提供〕

〔編集/提供〕 葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

直接控除(法法69)

内国法人が国外所得について納税主体となって納めた外国税額を我が国の税額から控除するものであり、外国税額控除の基本的な形である。間接控除、みなし税額控除等はいずれも直接納税したとみなして控除するものであるため、税額控除の計算はそれぞれ独立して行うものではなく、直接控除制度の計算において行うことになる。

控除対象外国法人税額の範囲(法法69、法令141)

外国の法令に基づき、外国又はその地方公共団体により、法人の所得を課税標準として課される税である。(法令141)関税、固定資産税、消費税、印紙税等は所得を課税標準としていないため、控除対象外国税額にはならないこととなる。

ただし、上記に該当しても、次のものは外国法人税には含まれない。(法令141)

税を納付する者が、当該税の納付後任意にその金額の一部又は全部の還付を請求することができる税

税の納付が猶予される期間をその税の納付をすることとなる者が任意に定めることができる税

みなし配当に掲げる事由により交付を受ける金銭の額またはその他の資産の価額に対して課される税

取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例の規定により減額される場合において、相手国の居住者に支払われない金額に対し、配当とみなして課される税

外国法人税に附帯して課される附帯税に相当する税

控除対象外国法人税額(法法69、法令142の3)

納付する外国税額から高率負担部分(外国法人税の課税標準とされる金額の50%相当額を超える部分の金額)を控除した額

控除限度額(法法69、法令142)

当期で納付することとなった控除対象外国法人税額と当期の法人税の控除限度額とのいずれか低い金額が、控除できる外国法人税額であり、控除限度額は次の算式で計算される。

$$\text{当期の法人税額} \frac{\text{当期の国外所得金}}{\text{当期の全世界所得金}} = \text{法人税の控除限度額}$$

なお、法人税の控除限度額を超える外国法人税額については、当期の地方税の控除限度額の範囲内で地方税から控除できる。(法 69 、法令 143)

道府県民税の控除限度額 = 国税の控除限度額 × 5% (地法令 9 の 7)

市町村民税の控除限度額 = 国税の控除限度額 × 12.3% (地法令 48 の 1 芦)

国外所得金額(法令 142)

国外源泉所得のうち次の合計額

外国法人税が課される国外源泉所得

外国法人税が課されない国外源泉所得の 1 / 3 相当額

ただし、国外所得金額が次の か のいずれか大きい金額を超える場合には、か のいずれか大きい金額が限度となる。

当期の全世界所得金額 × 90%

当期の全世界所得金額 × 国外使用人割合

国外源泉所得

全体所得のうち国内源泉所得以外のものをいう。国内源泉所得は法人税法 138 条に規定している。

国内源泉所得(法法 138)

国内において行う事業から生じ、または国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得その他源泉が国内にあるもの

国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う法人が受けるその人的役務の提供にかかる対価

国内にある不動産、不動産の上に存する権利等の貸付、居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付による対価

利子

配当

国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子

国内において業務を行うものから受ける使用料(ノウハウ、著作権、機械、車両等)で当該業務に係るもの

国内において行う事業の広告宣伝のための賞金

国内にある営業所または契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約、損害保険契約またはこれらに類する共済にかかる契約で、年金を給付する定めのあるものに基づいて受ける年金

国内にある営業所が受け入れた定期積金の給付補填金、抵当証券利息等

国内において業務を行う者に対する出資につき、匿名組合契約などに基づいて受ける利益の分配

控除限度超過額及び控除余裕額の繰越(法第69条、法令144、145)

控除限度超過額(外国法人税額－控除限度額)及び控除余裕額(控除限度額－外国法人税額)は、ともに3年間の繰越が認められる。

間接税額控除(法第69条)

外国子会社の支払った外国法人税額のうち、その外国子会社から受け取った配当等の額に対応する額を親会社が支払ったものとみなして税額控除する。また、外国孫会社から外国子会社へ支払われた配当を原資として親会社へ配当を支払った場合も対象とする。この対象となるのは、外国孫会社までとされている。

外国子会社(法令146)

次の要件を満たす会社

配当等を受ける内国法人が、その外国子会社の発行済株式の総数等の25%以上を所有していること。

その配当等の支払義務の確定する日以前において引き続き6ヶ月以上の期間にわたり所有していること。

外国孫会社(法令150の3)

次の要件を満たす会社

配当等を受ける外国子会社が、配当等の支払義務の確定する日以前において引き続き6ヶ月以上の期間にわたり、その外国孫会社の発行済株式の総数等の25%以上を所有していること。

親会社の外国子会社に対する持株割合に、外国子会社の外国孫会社に対する持株割合を乗じた割合が、配当等の支払義務の確定する日以前において引き続き6ヶ月以上の期間にわたり、25%以上であること。

控除対象外国法人税の額

次のいずれかのいずれか少ない金額

外国子会社の納付する外国税額(a)＋外国孫会社に係る外国税額(b) × $\frac{\text{受取配当等の額}}{\text{外国子会社の所得金額}}$

受取配当等の額 - 受取配当等に対する外国源泉税の額 × 2

外国孫会社に係る外国税額(b)

$$\text{外国孫会社の納付する外国税額} \times \frac{\text{外国子会社の受取配当等の}}{\text{外国子会社の所得金額} - (c)}$$

優先配当の除外(法令 147 三)

外国子会社から受取る配当であっても、優先配当は対象から除外されている。

みなし外国税額控除

開発途上国との間で締結された租税条約により、源泉地国で特別に減免された税を本来の課税がなされたものとみなして税額控除する。

導入している(た)国(条約)

中国、アイルランド、インド、インドネシア、ザンビア、スペイン、スリ・ランカ、タイ、トルコ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルガリア、マレーシア、ヴェトナム、メキシコ、韓国(2003)、シンガポール(2000)

〔情報提供〕

〔編集/提供〕葵ビジネスコンサルタンツグループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

上海の不動産事情はバブルと思われるほど好調です。不動産に関連する会社はもちろん好調で、仲介専門のFCも何社かできています。その中、最近急拡大している「SS不動産」に関して、8月22日、テレビである事件の報道を見ました。

一人の顧客が数ヶ月前、「SS不動産」（以下：本社）に加盟している店舗（以下：A店）の紹介によって、ある物件の購入を決定しました。しかし、その持ち主はすぐ物件を空け渡すことができず、3ヶ月後、空け渡すことを3者（顧客、持ち主、A店）で決定しました。

そして、手付金として、持ち主は約20万RMB（約250万円）を要求しましたが、顧客にとって、先払いすることはリスクが大きく、他2者の同意のもと、A店に預けることにしました。もちろん、3者契約もしました。

すぐ成立できない売買において、よくこの方法が使用されますが、最大のポイントは手付金を預ける不動産会社の「信用」であることは明白です。その顧客も、町中によく見かける「看板」に信頼感を感じるので、大金を預けたようです。

しかし、事件は持ち主が物件を空け渡すとき起きました。契約履行のために、顧客と持ち主はA店に行ったところ、「SS不動産」の看板は外され、すでに別の名称になっています。店舗、経営者などは変化がないのに、3ヶ月前の契約と手付金に関して、「SS不動産」時のことは今と一切関係ない、と言い張っているA店の経営者に顧客はどうしようもなく、本社に行かざるを得ませんでした。

本社は2点を説明した。

- ① A店とのFC契約後、その経営者が本社名義で詐欺活動をしているのを把握し、すぐ解約しました。時期的にちょうど顧客が手付金を支払った直後でした。
- ② 物件売買契約、そしてそれに伴う手付金を預かる行為は、必ず本社で行うことを規定として各加盟店との契約書に書いています。今回の契約場所はA店ですから、本社が事情把握できませんでした。

本社は契約当時、A店がまだ加盟店であることを認めたいえ、顧客に預かっている手付金を先に全額返済し、そのあと、A店に法律措置をとることを約束しました。

現状において、「信用」があまり重視されていない不動産業界に、「SS不動産」のような自分のブランド（信用）を重視する会社が出てきていることに、私は感心しました。

テレビでクレームを出されると、一般の会社は「隠す」という姿勢をとります。でも、「SS不動産」はその「悪い」ことをうまく処理することによって、「わが社は信用ある会社」というイメージを打ち出すことができ、「よい広告」になりました。その転換をできるのは、「SS不動産」にしっかりした危機管理制度があるに違いないし、それはしっかり実行されています。

危機予測、危機解決ができていない「SS不動産」に、もし不足があれば、危機を防止することが出来なかったことです。

「詐欺」の予測をして、「本社契約」の防止策も作成したのに、当事者である顧客に伝わらなければ何も効果ありません。マスメディアを使用し、顧客に告示すれば、契約時その顧客は本社であることを要求し、その事件を防止できた可能性が大きいはずでした。

この事件の教訓は簡単です。顧客不在の顧客サービス（保護）は無意味である。

この事件によって、「SS不動産」の顧客保護措置をテレビで公知されました。このような信用を重視する会社は、もっともっと大きくなると確信している私でした。

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

①労働契約の試用期間について

試用期間とは、会社が採用時に社員として適格かどうか全てを見抜けないため、一定期間を設け、その期間中に働き振りを観察する等して、最終的に社員として雇用するかどうかを判断する期間です。

《中華人民共和国労働法》第二十一条は「労働契約は、試用期間を約定することができます。試用期間は、六ヶ月を超えてはならない」と規定しています。しかし、上海では締結した労働契約の長短に応じて六ヶ月以内の制限があります。つまり、労働契約期限が6ヶ月未満の場合、試用期間を設置できません。

(労働契約期限が6ヶ月以上1年未満の場合、試用期限は1ヶ月以下とします：労働契約期限が1年以上3年未満の場合、3ヶ月以下とします：労働契約期限が3年以上の場合、試用期間は最長6ヶ月以下とします。)

試用期間は、一般的に初めて職に就くもの及び再就職するものに対して約定するものです。従って、企業側は労働者と継続して労働契約を締結する場合、試用期間を設けてはなりません。企業側が個別的に労働者と締結する試用期間契約に約定する試用期間は無効とし、その期間を労働契約期限に算入し、関係部門の規定する試用期限を越えた分も労働契約の期限に算入すべきです。

試用期間において、労働者側は随時に契約を解除できますが、企業側は採用条件に適さないことが認められた場合のみ契約を解除できるとします。

②国外定住者の上海での就業管理について

近年、日本の永住資格を持っている中国人を雇い、駐在員として中国に派遣する企業は多くなって来ています、これらの駐在員は労働就業管理においてどう取扱われるか多くの企業が関心をもっています。ここで上海の例を取り上げて説明させていただきます。

実務において、国外定住者の上海での就業とは、中国のパスポートを所持して国外に定住し、その国の定住許可を取得した者が、法律に基づいて上海市の雇用側の招聘を受けて社会労働に従事し労働報酬を取得すること或いは、国外会社から本市の雇用側に派遣されて勤務する行為を指します。雇用側が上海市労働社会保障局に就業許可を申請し

なければなりません。国外定住者の就業許可を申請する際には、状況に応じて雇用側は次の書類（国外定住者の上海での就業許可表、雇用側の営業許可証、会社IDカード、批准証書、労働契約書、国外定住者の履歴書、指定機関発行の健康証明書、国外定住者の有効な中国パスポート、外国の定住証明等）を提出し、審査を受けます。国外定住者は上海で就業することを許可されてから、許可証明及びその他の関連書類を持参して公安機関で居留手続を行います。

現行法によりますと、国外定住者が中国で就業する場合、就業許可を受けなければなりません。そうしない場合、彼らは報酬や労災賠償等において雇用側と労働争議が生じた場合、不法就労のため、労働法の適用範囲とならず、労働法による保護を受けられないので、このような労働争議は民事事件として裁判所が直接（労働仲裁を経ずに）受理することとなります。

資料提供：

上海市光明法律事務所

弁護士：程 甦（テイ ソ） 記

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100×257

〔情報提供〕

〔編集/提供〕葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: info@ykss.com

9月18日は、今年の「中秋節」です。その日に、「月餅（ゲッペイ）」を食べるのは中国の風習です。「月餅」を生産する企業にとって、毎年「中秋節」までの約1ヶ月の間は「中秋商戦」になります。

「中秋商戦」は「月餅」を主な商品としていますので、「月餅大戦」とも呼ばれています。その規模は日本の「バレンタイン商戦」より大きいですが、チョコレートと同様、「月餅」を家族、友達、お世話になっている方々に送る風習と、いくら熾烈な商戦であっても、「中秋節」その日までですべて終了する点では、「中秋商戦」と「バレンタイン」は同じ特徴を持っています。

「月餅」の数が多き場合は、箱に入れて販売されています。特にプレゼント用の箱は大きく綺麗で、中に数種類の「月餅」が入ります。しかし、そのまま送るのは不便ですから、数年前から、「月餅券」という「月餅」と引換することができる商品券が登場しました。

「月餅券」を相手に贈り、相手は都合のいい時、指定される場所で「月餅」と引換えるのは非常に便利です。そのため、「月餅券」は各メーカー・店舗の主要な販売方法になっています。

9月16日、「中秋節」の二日前、最も「月餅券」によって「月餅」に引換える人が多い時期に、その関連記事を新聞で読みました。

上海で二つ「月餅」の有名メーカーのチェーン店に、「月餅券」を持っている人が殺到しましたが、「月餅」が無くなってしまい、多くの方は1,2時間並んだ末に、引換えられませんでした。それは個別店舗だけではなく、全面的に品不足になっている模様でした。旬の話題として、マスコミはいち早く取上げ、メーカーは対応に追われる事態になりました。

その記事を読みながら、私は不思議に思いました。

- ①「月餅」の実物販売と違い、1,2ヶ月前から販売している「月餅券」による需要予測及び生産計画は困難ではないはずです。特に、「中秋節」前の2,3日は引換えのピークということも例年の経験でよく分かるはずです。何枚販売したか、今まで何枚使用されたか、あとどれくらい使用されるかは簡単に足し算、引き算で分かるはずです。特

に「中秋節」に近ければ近いほど予測しやすくなるはずですが、なぜ品不足が起きるのかは不思議です。

- ②商品特徴から見ても、一般的な「月餅」の賞味期限は生産後 1,2 ヶ月ですので、事前の生産による準備が出来るはずですが、そして、自社の生産能力も分かっているのに、最大どれぐらいの「月餅券」の販売数も設定できるはずですが、しかし、個別店舗の分配上の品不足ではなく、全面的な品不足になったのはなぜでしょうか。

以上二つの不思議の回答は簡単です。社内情報共有化に問題があることです。その問題点も二つの角度で分析してみます。

① 物理的の問題

技術的に、営業部門と生産部門のネットワーク構築ができない。しかし、インターネットなどの情報技術進んでいる上海の社会現状考えると、その物理的な問題は根本な問題ではないはずですが。

② 経営管理問題

経営管理者が情報共有を意識していない。つまり、営業部門と生産部門のネットワーク構築を怠らない。または、物理的ネットワークを構築しても、何のために構築したか、どのように利用するかははっきり分かっていない。

上海の事情を考えると、そのような企業は物理的にネットワークを構築しているはずですが、問題は経営管理者が何のために、どのようにそれを利用するかということです。

なぜ条件が揃っているのに、それを利用せずに、全面的な品不足問題が起きたかについて、来月の「上海葵井通信」で引き続き分析をしてみます。

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティング

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

企業管理職の残業手当について

中国では、日本以上に政府部門による労働監査が厳しいです。その中でも、「残業問題」はよく取上げられます。今回はその残業について、支払免除の特別規定を一つ紹介します。

現在、中国では、労働者の労働時間を1日8時間・1週間40時間とされ、この基準は、あらゆる雇用者に適用されるものであります。残業の場合、企業は労働者に残業手当を支払わなければなりません。

企業の上層管理者は、業務上の特性により労働基準時間を遵守することが困難であり、基準時間外の仕事の対応はよくあります。

日本では、管理監督の地位にある者には、労働時間、休憩、休日に関する規定は適用されないため、時間外の割増賃金を支払わなくても問題はありません。しかし、中国の場合、管理職であっても、通常の労働基準時間を規定した(労働時間を1日8時間と規定した)労働契約を結んでいる以上、残業手当を支払う必要があります。

ただ、当該管理職との労働契約が、通常の労働基準時間を規定したものではなく、不定時労働制を規定しているものであれば、残業手当を支払う必要がありません。

不定時労働制とは、労働基準時間にて労働時間を計算しない制度で、企業がその他の基準を適切に確定し、それに応じて労働者の労働時間と休憩時間を確定する方法です。実務の中に、企業は上層管理者、販売員、外勤社員及びその他の労働基準時間を実施することができない従業員に不定時労働制を実施することができます。

注意してほしいのは、不定時労働制を実施しようとする企業が事前に各地方労働行政機関に申請をしなければなりません。条件などはいくつもありますが、必ずご確認ください。

資料提供：

上海市光明法律事務所

弁護士：程 甦 (テイ ソ) 記

1990年 中国弁護士資格取得
2000年 日本外国法事務弁護士資格取得
得意分野 会社法・投資法・知的財産権
TEL 021-5293-0100×257

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツグループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

前回は年1回の中国「月餅大戦」における、「月餅」の生産・販売企業の情報管理システム問題について分析してみました。

しかし、一般的に簡単だと考えられる社内情報の共有化について、単純に「顧客不在」という理由で分析するのは不十分の面もあります。「月餅商戦」は単純なビジネスの話ではないことを理解した上、その情報共有化はより深刻な問題であることを分っていたため、今回は引き続き「月餅」の話をしたしたいと思います。

「中秋」の風習として、家族全員を集め、「円満」の象徴である「丸い月餅」を食べながら、月を眺めます。しかし、いつの頃からかその風習は、普段お世話になっている人に「月餅」を贈る風習に変わってきました。

「人情」の価値は、その「月餅」の価値と関連つけさせられ、どんどん高級化するようになってしまいました。しかし、例え「月餅」にフカヒレなどの高級食材を入れても、1箱に4個か8個ぐらいの「月餅」では、その「人情」の価値に追いつかない場合があります。

高い「付加価値」を追求するため、製造・販売会社は「月餅」の包装と付属物に工夫をこらし始めました。高級感の溢れる箱の採用と、その箱に入れる「付加商品」の高級化はエスカレート化し、ダイヤモンドを「付加商品」とする1箱数万元の「月餅」まで現れました。

「月餅」が「人情」を表現する媒体になっているのは社会現象です。「月餅（券）を買う人は食べない、月餅を食べる人は買わない」という俗語まであります。

そうすると、「月餅」の製造・販売会社にとって、「月餅券」を買う人、要するに「贈る側」は直接の顧客になります。そのために、「月餅」の高級化以外、「月餅券」もお洒落にし、その販売に力を入れます。

しかし、どんなに大きな会社であっても、製造能力は有限です。「生産」以外の経営資源のほとんどを販売に集中する会社は、社内情報管理が弱くなります。

社会現象となった「月餅券」というシステムによって、「月餅」企業にとっては、「月餅券」を買う「直接顧客」と、「月餅券」をもらい、現物と引換えする「最終顧客」の2種類に分けられます。そして問題は最終顧客がその会社の現物商品を引き換えることが出来ない場合があるということです。

もちろん、引換えできなく、不愉快に思う「最終顧客」は、「贈る側」である「直接顧

客」に不満を漏らします。「直接顧客」は翌年別の会社の「月餅券」を贈ります。長期的に販売に影響が出るのは明白です。

しかし、いただいたものに関して、「贈る人」に文句をいう人は少ないのが一般的です。それに、どこの「月餅」企業も引換えできないという問題は多少存在している、という現状を考えると、「直接顧客」であっても、「最終顧客」であっても事実上選択肢はあまりないということになります。

したがって、このような現状の中で月餅券の販売をすることのみに重点がおかれ、顧客の不満を満たせない月餅企業が多くなっています。これらの企業は、社内情報の共有化を重視しないが故に顧客の不満を知ることができないともいう事がいえると思います。

市場に、「月餅券」によって、美味しい「月餅」をスムーズに引換えできる社内情報共有体制が出来ている企業が早く現れてくれることを期待しています。

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

労働者の経済補償金について

1995年1月1日から実施されている「労働契約違反・解除の場合における経済補償弁法」により、労働契約の双方は協議の上で、雇用側が労働契約を解除するということに合意した場合、雇用側は労働者の勤続年数に応じて、満一年ごとに1ヶ月分の給料に相当する金額の経済補償金を給付し、一年未満の場合、一年として計算することとなっています。注意してほしいのは、地域によって経済補償金の給付基準も異なります。たとえば、「上海市労働契約条例」第45条の規定によれば、雇用側が労働者の勤続年数に基づき、満一年ごとに1ヶ月分の賃金に相当する額の経済補償金を給付し、満6ヶ月以上1年未満の場合、1年として計算することとなっています。また、雇用側は労働契約解除後、規定のとおり労働者に経済補償を給付しない場合、経済補償金を給付するほか、当該経済補償金額の50%という基準で所定外経済補償金を給付しなければならない。

但し、「中華人民共和国労働法の施行に関わる若干問題に関する意見」第39条で、労働者が次の各号の何れかに該当する場合は雇用側が労働契約を解除し、経済補償金を給付しないことができます

- ： 試用期間において労働者が採用条件に適合しないことが証明された場合
- ； 労働者が労働規則若しくは雇用側の規則に著しく違反した場合
- ； 労働者が著しい職務上の怠慢、私利のための不正行為をし、雇用側が重大な損害を被った場合
- ； 労働者が刑事責任を追及された場合。

資料提供：

上海市光明法律事務所

弁護士：程 甦 (テイソ) 記

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100×257

〔情報提供〕

〔編集/提供〕葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

上海には7つのタクシー会社グループがありました。それぞれの名称は「強生」、「大衆」、「錦江」、「巴士」、「農工商」、「藍色連盟」、「紅色連盟」です。

「強生」の前身は「上海市出租汽車」であり、一般大衆向けの唯一のタクシー会社でした。

「大衆」は改革開放当初、市場に競争体制を導入するため、政府が設立した企業です。

「錦江」の前身もタクシー会社ですが、高級車を保有し、外国人等の特別な人にのみにサービスを提供していました。

「巴士」は上海のバス会社が設立したタクシー企業です。

「農工商」は上海市政府の農業部門が設立した会社です。

「藍色連盟」と「紅色連盟」は様々な中小タクシー会社によるグループです。

その7つの名称は上海タクシー業界の有名ブランドとして知られ、それぞれの車両に独自の色を塗ることによって、小さい子供にも一目で名称が連想されるような強いブランド力を持っています。しかし、その中の一社「農工商」が、先日名称を変更し、「農工商」の名称から「海博」になりました。

成功しているブランド名称を変更するには、莫大な費用とリスクが伴うことは誰にでも分かるはずですが、しかし、なぜ企業はその費用とリスクを負ってまで、名称を変更しなければならなかったのでしょうか。調べた結果、そのジレンマは会社設立の段階から生じていました。

改革開放によって、各地の各政府部門はいろいろな形でビジネスに関わろうとしていました。その中でも、各政府部門直属の企業を設立する手法が一般的でした。

上海市政府の農業部門により設立された企業は、その部門の管轄領域によって、「農工商」という名称を付けられました。もちろん、官僚たちはビジネスに対する認識が浅く、ブランドの重要性を理解するのは無理でした。自分の「部門」を分らせるように、という極端な「自己中心主義」が名称作成の原則でした。

中国、特に上海の経済は急速に発展し、その潮流に乗って、企業も大きく成長しました。しかし、上海から出ようという大きな一歩を踏み出そうとしたとき、「農工商」は大きな壁にぶつかりました。

なぜなら、各地方政府の農業部門による設立会社の名称は、上海と同様に、皆「農工商」にしているからです。従って、「上海農工商」はそれらの地方に進出しようとしても、ブランド名を使用できません。結果として、ブランド名を変更せざるを得ないのです。

官僚、特に地方官僚にとって、自分の活動範囲は管轄地方を越える事はありません。しかし、ビジネスにとって、地理上の「境」という枠にはあまり束縛されません。だから、ブランドを分かっていない官僚による企業名称が、企業戦略に従わず、企業の発展を妨害することがあっても不思議ではありません。

しかし、同様な錯誤は決して官僚のみによるものではありません。ブランド名の設定ミスはどのような企業でも起き得る話です。例えば、「トヨタ」は中国で発売している車に、「霸道」という中国ではマイナスイメージの強いブランド名を付けて、大失敗しました。

ブランド名称作成の失敗確率を低減するには、しっかりした調査に基づいて、マーケティング戦略を行う以外に何もありません。その戦略による企業名、商品名、ロゴなどの作成をするのに、一定の費用がかかるのは確かですが、以後の名称・ロゴ変更による損失に比べると、その費用は安いのではないのでしょうか。

多くの企業は、設立パーティー、新商品発布、展示会出展などのイベントだけを、マーケティングと認識しています。しかし、企業は、それらイベントの主役であるはずの「名称」と「ロゴ」に工夫を施していません。このような「近眼的なマーケティング政策」の場合、「農工商」と同様の損害を受ける可能性が高いと思われます。

あなたの会社に同様の状況は存在していませんか。

「農工商」が名称変更して、もう2ヶ月経ちました。「海博」の青色のタクシーを、一般市民はまだ「農工商」と呼んでいます。「海博」の時代はいつか到来するのでしょうか。

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : info@ykss.com

税体系について日本と中国とを対比させてみると概ね次のようになります。

税目	中国		日本 税目
	課税対象及び特徴	税率・申告	
所得税	外資企業 所得税	・外資企業の(全世界)の所得	・33% ・年度申告 法人税
	個人所得 税	・所得種類ごとに税率及び申告期限を規定 ・給与所得は月次確定申告	・5%～45% ・毎翌月7日まで 所得税
	企業所得 税	・中国国内企業の(全世界)所得	・33% ・年度申告 法人税
流通税	増値税	・付加価値税に相当 ・物品販売,加工業務	・13%,17% ・毎翌月10日まで 消費税
	営業税	・役務提供,無形資産,不動産の譲渡・貸与,建築,輸送等の取引	・3%,5%(娯楽を除く) ・毎翌月10日まで 消費税
	消費税	・酒類,タバコ,乗用車,ガソリン等の奢侈品	・3%～45% ・毎翌月10日まで 消費税
	関税	・課税対象品の輸出入	・0%～270% ・通関時に納税 関税
資源税	資源税	・原油,天然ガス等の開発及び生産	・従量税 ・毎翌月10日まで 石油ガス税 揮発油税
	土地使用 税	・課税対象地域内での土地使用及び貸与	・0.2元～10元/ m ² 固定資産 税
財産税	城市房 地産税	・課税対象地域内家屋の所有及び貸与	・所有:1.2% ・貸与:12% 固定資産 税

	車両船舶 使用鑑札 税	・車両及び船舶の所有	・従量税	自動車税
行為税	印花税	・課税文書(契約書),認可証,会計帳簿	・0.003% ~ 0.1% ・印紙購入時納 税	印紙税
	契税	・土地使用权及び建物の売買,贈与,交換 等	・3% ~ 5% ・契約後 10 日ま で	不動産 取得税
特定目的 税	土地増値 税	・国有土地使用权及び建物・付属設備の 譲渡	・30% ~ 60% ・契約後 7 日まで	土地譲渡 重課税
	固定資産	・中国国内での固定資産投資	・0% ~ 3%	-
	方向調節	・中国国内企業のみを対象		
	都市維持 建設税	・納税流通税(増値税,営業税,消費税)	・1% ~ 7%	都市計画 税

日本国税理士 横田 昭夫